

平成27年第2回臨時会

(6月19日招集)

山都町議会会議録

平成27年6月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○6月19日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・閉会	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第54号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	2
日程第4 議案第55号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	11
閉会	12

6月 19日（金曜日）

平成27年6月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 平成27年6月19日午前10時0分招集
2. 平成27年6月19日午前10時0分開会
3. 平成27年6月19日午前10時45分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）
 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期決定の件
 日程第3 議案第54号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について
 日程第4 議案第55号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	増田公憲	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐良士	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。ただいまから平成27年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、中村益行君、13番、佐藤一夫君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第54号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第54号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。平成27年第2回臨時議会を招集いたしましたところ、緊急の招集にもかかわりませず、御参集を賜りありがとうございました。

本日は、さきの定例会において、一般会計補正予算（第2号）に対し、議員各位、御指摘等がありました点を踏まえ、修正を行うとともに、6月8日から12日にかけての梅雨前線豪雨に伴う災害復旧経費等を追加した予算案を提案し、御審議をお願いするものです。

まず、八朔祭の大造り物小屋関係経費につきましては、御指摘の内容を十分精査研究する時間をいただきたく、今回は取り下げております。御指摘の事項については、整理ができました段階で丁寧な説明を行い、再提案をさせていただきたいと考えております。

第三セクターの経営につきましては、執行部としましても出資者の責任として監視体制を強化

するとともに、国の指針に基づく点検評価を実施していくこととしておりますが、今後、第三セクターのあり方を検討する上で、議会との連携協議が極めて重要であると認識いたしております。

今回、議員各位との共通認識を図り、議論を深める上で、その資料となる材料を整理するためには、第三セクター5社の経営診断を行うこととし、これに要する業務委託料を計上いたしました。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、本議案についてよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 引き続き、本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第54号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

まず、さきの定例会で6月11日に提案、それからまた説明いたしました予算内容につきましては、説明は割愛させていただきたいと思っております。今回は、ただいま町長から説明を申し上げました事案につきまして、修正、追加を行ったものについて説明を行いたいと思っております。

まず、別添の1枚ペーパーを、A4の横紙ですけども、修正概要をごらんいただきたいと思います。

この表、中ほどにあります修正前という部分が、さきの定例会において提案をしたものでございます。その右の修正額、これが今回修正、追加をし提案をする内容でございます。

上から順に説明をいたします。第三セクターの経営診断業務委託料216万円を今回計上いたしました。これは、ただいま町長からもありましたように、本町の第三セクター5団体についての診断を委託し、その結果をもって討議資料としたいということでございます。

次の商工振興費、これもただいま町長からありましたとおりでございます。前回の御指摘の内容等、十分精査、研究をする時間をいただきたく、今回につきましては登記手数料等関係経費を減額、取り下げという形にいたしております。整理ができました段階で、再度提案をお願いしたいと考えておるところでございます。

続く7款の土木費の道路維持、それから10款の災害復旧費。これは6月8日から12日にかけての梅雨前線豪雨により発生しました災害に係ります応急対策費でございます。現時点での災害の報告件数でございますけれども、農業施設につきましては、今回は未計上ではございますけれども、農地が81件、農道、水路の施設が78件、計159件が昨日までの時点で報告がっております。また、林業施設につきましては、治山が9カ所、これは家屋の裏山等の崩壊になります。これが9カ所。それから林道が8路線。公共災につきましては、道路が68件、河川が22カ所という状況になっておるところでございます。

これら今回の修正額の計は1,800万円としたところでございます。よって、第2号補正額につきましては、前回の補正前の6,400万円と合わせまして8,200万円としたところでございます。

この財源ですけれども、予算書の7ページをお願いしたいと思います。19款繰入金、財政調整基金繰入金でございますけれども、前回の計上額は3,352万4,000円を補正額としておりました。先ほど、1,800万円を増額追加いたしましたので、これを加えまして、今回は5,152万4,000円と

いたしたところでございます。

財政調整基金繰入金の26年度末の現在高ですけれども、約13億3,400万円でございます。これを、そこにありますように、27年度当初と、今回補正予算で繰り入れをいたしますので、その分を減じますと、現時点では約10億4,500万円が財政調整基金の残高となるものでございます。

それでは、表紙の次をごらんいただきたいと思います。

平成27年度、山都町一般会計補正予算案。

平成27年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億8,790万円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成27年6月19日提出。山都町長でございます。

以上で一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大変重大な項目があったのに、土地問題だけにこの前は費やしていました。改めて聞いておきます。この番号制度関連の例規を委託するということですね。今、国会でも大変問題になっておるマイナンバーが、果たして我々が安心できるようなシステムになっていくのかどうなのか、非常に国民一般の関心事です。関心というか重大な心配事なんですね。125万件も年金機構から個人情報が流出した。これはハッカーに入られているということのようです。それ以上出てくるおそれもあるということも論じられておりますけれども、これはどういう形になるのかな。今、これ、一番問題なのは、ここではどうやっているか知らんけれども、いろんな役所でパソコンをうちに持つて帰つて仕事をすると。公務員たたきが大変大っぴらにされていますけれども、公務員はそういう形で我が家でも時間外の仕事をやっているというのが常態化しているんですね。常態化しているところをつけこまれる。家庭に持つて帰ったパソコンを開けて、クリックした途端に、ハッカーのウイルスに感染してしまうというのが今度の事件だったようですが、うちの場合はどうなっているか。うちの行政事務は、どこに頼んで、どういうことを、今、やっているかも含めてお知らせください。

私は以前に、ある情報システム会社、各地方の行政事務を取り扱っている会社の特別な室に案内されて入ったことがあるんですよ。これは一人一人、個人のパスカードを持っていなければ入れない、そういう非常に管理が厳重なところです。しかし、そういう形でやっておっても、我が家に持つて帰ったときにそれが流出してしまうと。

これ、住基ネットのときに国が鳴り物入りで宣伝して、一人一人に住基ネットのカードを持ちなさいとしたけれども、わずか5%強ですね、全国的にそれが普及しているのは。それは何をあ

らわしているかというと、みんながこのシステムに大変な不安感を持っている、不信感を持っているんです。カードを持っていたら大変なことになると、カードをなくしたときは。それから、成り済ましの被害者になってしまうと、そういう心配もあるんです。今度はもっとひどいんです、これは。マイナンバーは、あらゆる個人情報がそこに全部入ってしまう。預金も、どれだけの預貯金があるのかと。今年の売り上げや利益はどれだけあったかと、全部把握されます。

そういうことをさらりとここでは説明して終わっているんですよ。一番大事なところは、我々はそういう問題意識を共有したいからこそ、説明をしてほしいと思って、あえて聞いておきます。この整備業務委託費というのは、マイナンバーの、恐らく。どういう条例をつくるべきかと、最終的にはそうなると思うんですね。そのもとになるのを委託するんでしょう。それがきょうの質問の第1です。

2番目。早速、三セクの診断委託料が出てきました。これは素早く対応してもらうということを評価したいと思いますが、この場合、この前申し上げましたように、私たちも連帶責任を持っておりますから、決して執行部だけ、あるいは三セクの現場だけに責任を持たせるわけではありません。だからこそ、こういう資料が欲しいんです。そのためには、なるべく客観性が担保されなければならない。ですから、本当にこの会社、簿記のすぐれた会社に委託してください。

ついでに申し上げておきますが、私は、文楽館は別にすべきだろうと思うんですよ。第三セクターを全部一緒に言っているわけでじゃないんです。文楽館はまた別の視点から論ずるべきです。これは文化論として、あるいはうちの町の社会政策の一つとして論ずるべきだろうと思います。文楽館のところは、物産館のところを、ひとつ重点にやってほしいと思うんです。これを文楽館と連動してすればわかりづらくなります。そして、文楽館の経費のほうに、物産館の経費が打ち込まれたりして、本当の物産館の経営状態がわからなくなってしまうと。そういう意味で、そうお願いしたいと。

通潤山荘だって同じです。下の売店と宿舎は別に切り離して、経営診断を受けてください。これはお願いをしておきます。そこ辺はどう考えるとか、もしよかつたら答えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。まず、番号制度関連例規整備の業務委託料ということで、今回248万4,000円の補正をお願いをしておるところでございます。今、既に説明がありましたように、この番号制度につきましては、住民登録をしております住民の方全員に、新たに割り振られる12桁の番号ということでございます。いわゆるマイナンバーという言い方をされておるところでございますけれども、これも議員からありましたように、年金情報の流出問題がございましたので、これを踏まえまして、このマイナンバー法につきましては参議院での審議が当面見送られることになり、今国会会期中の法案成立は非常に困難な情勢にあるということが国の情勢でございます。

それに反しまして、もう既に10月からマイナンバーの通知が開始されることになっております。実際の稼働が来年、28年1月から利用開始となっておるところでございますので、今回の委託料といいますのはそれに向けた準備、整備というものでございます。

具体的には、個人情報の保護条例ですとか、住民基本台帳カードの利用に関する条例を初めとします例規の整備を行っていくということで、これは株式会社ぎょうせいと連携といいますか、協議しながら整備を進めていきたいということでございます。

それと御指摘にありましたように、これは特に住民の方の御理解も含めて、負担軽減ですか、不安の面が一番おありになるだろうと思っております。これにつきましては、町のほうとしましても十分に周知を行っていくということで、来月7月号から、広報を通じて連続して十分な周知を行っていく計画でおるところでございます。

それから、もう一つございました、町でのセキュリティーの関係だと捉えております。これにつきましても、年金の今回の流出問題がありました後に、すぐにそういった不審なメール等々については十分留意するようにというよう、全職員に対して周知を図ったところでございます。ただ、おっしゃいましたように、USBですとか、フロッピーですとか、そういった記憶媒体に情報を入れて持ち帰るということが、新聞報道等でも、それをなくしたとか、そういった問題がよく出てきております。そういうことがないように、厳に禁止をしておるところでございますので、そういう面では十分これからもさらに情報については……。マイナンバー法もさつき申し上げましたように、1月には利用開始でございますので、こういったセキュリティ一面ではしっかりと対応をしていくべきだと考えております。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 失礼します。三セクの経営診断につきましては、予算を今回計上させていただきました。議員から客観性をきちんと求めていく資料をということでございますので、うちのほうとしましても、早速先般の議会後、県と、こういったものについてどう今後進めていこうかと相談をしながらやっております。

もともと三セクにつきましては、本年度中に三セクのあり方指針を出していくことを行革スケジュールの一環としてお示ししているところであります。指定管理者制度の問題がございます。三セクの問題があります。これを含めまして、今、行っております本庁が終わり、今度支所の行革が終わり、民営化の中で三セク論議もその中にセットで含ませて検討させていただきたいと思います。

しかしながら、三セク問題については喫緊の課題であるという認識もございますし、議会の皆さんとともに、このことについては十分に論議する必要があるという認識のもと、今回出させていただきましたが、内容につきましては、財務の見方、これについてなかなか深く、私どもも理解できてなかつたんではないかということで、財務内容の分析をとにかく急いでやっていただいて、これをどういう数値として見たらいいのかということをお願いしたいと。これまでの経営診断では、こうやつたらよくなるでしょうとかいうのもありましたけども、それはその後にということで、まず急ぎ、経営、財務諸表の分析を、私どもにわかるように結果を出していただきたいとお願いしていこうと思っております。

業者につきましては、今般、御相談をしたいと思っていますのは、一般社団法人熊本県中小企業診断士協会という、県下六、七十社が加盟している団体がございますので、そちらを通して業

者依頼等を、今後、詰めていきたいと思っております。御指摘の的確な会社を選定していく一つの窓口としてお願いしたいと思っております。

また、うちの町の一般財団法人であります文楽の里協会のことについてもございました。もちろん株式会社、有限会社、一般財団法人ございますけれども、これにつきましては財務の分析ということで、別途の視点で考えるということは別の議論として、今後対応していきたいと思っております。

それから済みません、もう一つ、その前段にございました番号制度に関連して、セキュリティの問題です。企画政策課のほうで情報系を担当しておりますが、本庁舎の1階にサーバー室がございます。そちらのほうには、現在、顔認証でしか職員は入れません。また、業者は顔認証ができませんけども、1回ごとにカードの貸与申請をするという形で、サーバー室の管理は十分やっているところでございます。ただ、先ほどの総務課長の答弁と重複しますけれども、移動できるUSBとかそういう持ち出し型のほうのセキュリティーについて、早速きちんと管理体制をやるようなどうことで、職員のほうにも指示しているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ございませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） セキュリティーの問題、これはUSBも含めて、おそらく規則をつくっておると思いますけれども、その規則をときどき復唱することが大事だろうと思うんですよ。ときどき復唱すると。帰るときですね。それをひとつ、今後は厳重にやってください。

10月から全部入る。場合によっては、ワンタッチで、納税申告も要らんようなシステムになってしまふかもしれません。何もかんも丸裸ですからね。ある一定のシステムをそれにぶち込めば、たちどころに、おまえはどれだけ去年は所得があった、幾ら住民税を払いなさい、幾ら介護保険、幾ら国民健康保険という形でワンタッチで出てくる、そういうシステムを国は考えていると思うんです、行政の効率化ということで。だから、効率化の一方で一人一人の人権が大変なところで侵されたりするというものですから、物事には光と影があると。この影の部分を、十分町民皆さんに周知してください。ただ、ペーパージャイカんのです。これも必要ですが、今は文字離れですから、やまとトークとかいろんな会合、あるいは自治振興区や区長さんの会議のときなんかに詳しくその辺は周知してやってください。

それから、第三セクターの問題ですね。この財務がどうなっているのかと。私はこの間、5年くらいのスパンで見てくれと言ったが、その財務のところを見る必要があるんですよ。財務でごまかされるおそれがある。ときどき大会社でも監査委員さんと結託して粉飾決算ということで、刑事事件にまで発展する。大会社になれば社会的影響が大きいですからね。そういうことがときどきあります。そういうことがないようにしてほしいと。いわゆる粉飾にならんように。

それは今、中小企業……、何ですか、その機関に頼んでということですからその心配は要らないと思うんです。いわゆるなれ合いにはならないだろうと思います。固定した監査委員さんじや、どうしてもなれ合いというか、気持ちの上で委託者のほうに寄り添った報告になってしまふんですよ。妥当と思ったと。ほぼこれで問題ないと認定したという報告ばかりですよ。だから、そう

いうことにならんように。

戻りますが、5年間ぐらいは見てください。減価償却はどうなっていって、そして資産が減ったのか、ふえたのか。うちの施設は全部20年以上になつたるでしょう、ほとんど。ですから、そういう面での資産は物すごく目減りしてますよ。定額、定率どっちにしとるか知りませんが、会社によって違います。そういうところを見ながら……。とにかく一般には、会社の複式簿記はなかなか、今、課長が言ったように素人にはわかりづらい。だから、そういうことも含めて専門家に見てもらうと。これは、あくまでも第三セクターのあり方を論ずる基礎資料なんですよ。それを忘れんようにしてください。大事にしたいと思うんです、それを。それをもとにして論じていきたいと。こういうことは今までやつてません。それを基礎資料にして、どうだこうだと我々は論じたことがありませんので、これは基礎資料として収集する、委託するということを明記していただきたいと。これは要望しておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 11ページをお願いいたします。企画の負担金補助及び交付金で、コミュニティ助成事業補助金が210万、がんばる地域応援事業補助金が100万、過疎地域等集落ネットワーク圈形成事業補助金が1,600万計上されております。この三つの事業は、それぞれの機関から100%の補助金を財源としております。すなわち、トンネル補助であります。そこで質問です。この場合、町としての事業に対する監督責任はどうなるのか。また、事業内容から年度途中に事業費が不足するということで、町に補助金の追加要求があった場合、町はそれにどう対応するのか。

あと一つ、この事業の中のがんばる地域応援事業補助金とは何になるか、その3点です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 赤星議員の御質問にお答えしていきたいと思います。まず、コミュニティ助成事業補助金といいますのは、宝くじの地域自治活性化のための一つの地域還元のあり方であります。例年、多くの地域、もしくは団体から申請がつております。今回は、1件だけ採択がありましたものであります。

それから、がんばる地域応援事業補助金といいますのは、財団法人地域活性化センターといいまして、全国の自治体もしくは企業等が参画して地域の支援をするという全国規模の財団がございまして、そちらの助成事業であります。これは上限、下限定額であります。これに申請された団体が採択されたということで、今回それをトンネルという形で出すものでございます。

同じく過疎地域等集落ネットワーク圈形成事業につきましては、これは総務省の直接の補助事業でございますけれど、100%補助事業であります。これにつきましては先般の議会でも若干触れさせていただきましたけども、過疎地域等自立活性化事業の4メニューの中の一つとして出たもので、今般、申請が採択されたものであります。

まず、監督責任ということでございますけども、コミュニティ助成事業につきましては、各公

民会や自治振興会単位の備品整備、どこの申請団体もそうでございまして、事前にこういうものを買いますということで、これを上回る部分につきましては地元負担になりますし、下回れば返却になります。また、監督責任につきましては、その検査には私どもが伺うことになります。

がんばる地域応援事業補助金につきましては、先ほど申しました地域活性化センター事業の直接事業でございますので、これもトンネルでございます。これにつきましてのチェックは、まずは事業の申請内容に沿っているかの支援なり監督という形で対応していくものだと思っております。

3番目の過疎地域集落ネットワーク圈形成事業につきましても、これも自治振興会のほうの採択でありますが、これにつきましては、事業が1,600万を直接交付ではございませんで、町の予算で組んだものを、事業で例えいろいろな経費を使われたり、備品を購入されたりした時点で、写真を撮りに行ったり、見に行って、その分を速やかにお支払する形で延べ1,600万を本年度内に交付していくというやり方をこれまでもとっています。その中で、実質関与してチェックしながら、円滑な事業が、かなり大きな額ですので、できるようにこれまでも支援しているところであります。

3事業とも全くノータッチのトンネルではございません。きちんとお手伝いと監視をしながらやっていきたいと思っております。

失礼しました。資金が不足した場合でございます。これについては全て自己負担、受けられた補助対象団体の負担となります。これについて町へ追加予算要望があつても、受けていく予定はありません。

がんばる地域助成金につきましては、先ほどちょっと申しましたけども、全国規模の事業者でございます地域活性化センターという一般財団法人でありますて、全国の市長会町村会を含めて会員になっている団体の助成事業であります。そちらの助成事業に、今般、地元活動団体であります、やまんまの会が申請されまして、全国で数百の申請があつたようですが、その中の一つに採択されたということあります。ちょっと資料を別途説明してもらいたいと思います。この事業につきましては100万円という定額補助でやっていただくということになるものと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、がんばる地域応援事業につきまして説明いたします。

これは、ただいま原資等につきましては、企画政策課長から話があつたところでございます。具体的な内容につきましては、地域内外の子供ですとかその保護者、子育て環境にある保護者を対象として、かまどづくりですとか、菜の花の油搾り体験、それから田植え、田んぼの生物調査、観察、それから山や川での自然体験、ハイキングなどの具体的な事業が行われます。これによつて次世代を担う地域リーダーの育成ですとか、伝統的な食文化の伝承、それからひいては山都町への愛着、自分の役割の認識、そういうといったものを目指すということにある事業でございます。

これによりまして、他の地域よりすぐれた子育て環境の支援を図りまして、移住、定住の増加も図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） この3事業は、あくまでも事業主体は当該事業の補助金を受ける団体であると。しかし関係団体からの補助金等は本町の予算を通してくるので、本町には監督責任があると。しかし、追加はしないということでございます。このがんばる地域応援事業補助、交付要綱がどうなっているかわかりませんが、この議会で可決した場合、これから先のことであると、申請とか交付は。前回この件につきましても否決されております。ただ、きょうの新聞にはNPO法人やまんまの会、田んぼの学校が既に動いとるとあっております。これをどう考えるのかと。

○議長（中村一喜男君） 答弁をお願いします。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 資料見つかりました。済みません、失礼しました。

当該事業につきましては、採択を受けておって、これを予算計上して採択されたそれ以降の事業分について、当然、交付対象となると考えますので、交付決定前の事業につきましては対象外になるという考えでいかざるを得ないんじゃないかなと思いますが、ただ、詳細については事業者と確認をとつていかざるを得ないと考えます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） いろいろな仕事がありますが、やはり交付要綱等は整備しといて欲しいと思います。

最近、補助金があるから仕事をしませんかと。すなわち補助金ありきの事業が多々あります。本町としてその事業の内容をいかに把握して、事業終了後、どう総括していくか、これを各執行部は肝に銘じて事業の執行をしてほしいと。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 議員御指摘の点につきましては、そのような認識のもと対応していきたいと思います。昨今、行政をこのように通す予算以外にも、直接補助というのもございます。全く行政が関与しない部分もありますが、やはり地域活動を支援するという立場からは、決して、行政の予算を通さない部分であっても、何がしかの支援なり地域活動支援、自治活動支援をしなきゃなりません。

また、予算を通すものについては当然のことと思っているところであります。それぞれの申請につきましては、事前に行政のほうときちんと打ち合わせをしながら、その後の経過についてもやっていけるように、こちらのほうからもそれぞれの団体、それから自治振興区、区、公民館活動、全てのNPO等も含めまして、その辺との連携を今後密にやっていく必要があると考えます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第55号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） おはようございます。議案第55号について説明させていただきます。

議案第55号、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

まず、歳出から説明いたします。6ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額8,717万5,000円、補正額1,660万5,000円、総額1億378万円。

財源の内訳でございます。特定財源として、その他483万円を計上しております。これは大矢野原簡水の配水管敷設かえ工事に伴う地元負担金県補償費でございます。

一般財源繰入金として1,177万5,000円としております。

2節から4節までは4月の人事異動に伴う人件費を計上しております。15節工事請負費883万1,000円。これは大矢野原簡水におきまして、高速道路開設事業に伴う敷設がえが生じた、その工事費でございます。483万1,000円。それから、東竹原簡易水道の漏水対策工事として400万円、2件分を計上しております。

5ページお願いします。歳入でございます。それぞれ先ほど財源で説明したとおりの額を計上しております。

表紙の次ページをお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,660万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,600万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成27年6月19日提出。山都町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村一喜男君） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。平成27年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時45分

平成27年6月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第54号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第2号）について 6月19日 原案可決

議案第55号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につ

いて 6月19日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員